

道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務委託 設計者選考要領

1 趣旨

本要領は、道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めることのほか、設計者を選考する事務に必要な事項について定めるものとする。

2 選考方法

- (1) 設計者の選考は、本要領に基づいて1次評価及び2次評価を行い、実施要領 10 選定委員会（以下「委員会」という。）において、委託候補者1者及び次席者1者を選考する。
- (2) 1次評価は、提出された参加意向申出等に基づき、設計者の「資格・技術力」について評価項目毎に事務局が評価を行い、委員会において技術提案書の提出を要請する者を5者程度選考する。
- (3) 2次評価は、技術提案書及びヒアリングに基づき、設計者の「業務実施方針・手法」について、評価項目毎に各委員が評価を行う。
- (4) 1次評価と2次評価の合計をもって選考結果とする。

3 1次評価要領

(1) 参加資格

安芸高田市（以下、「本市」という。）が実施するプロポーザル方式による設計者の特定に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者としします。

ア 平成29・30年度安芸高田市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に記載され、「建築関係」建設コンサルタント業務の認定をされている者。

イ 広島県内に本店を有している者。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

オ 参加意向申出書及び技術提案書の提出の日から契約締結の日までの間において、安芸高田市建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を受けていないこと。この場合において、国及び県工事等において指名除外がある場合も参加資格がないものとする。

カ この設計を担当する管理技術者は、平成19年4月1日以降に元請人又は設計共同企業体の構成員（代表者に限る。）の管理技術者として、道の駅やサービスエリア又はこれに類似する施設の基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有すること。ここでいう「これに類似する施設」とは、国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算要領（別表）」の別表1-1 建築物の種類の第五号に該当する施設を指し、延べ床面積が700㎡以上（新築に限る。）のものとする。

キ 単体企業であること。

(2) 業務実施上の条件

次の条件をすべて満たすこと。

ア 分担業務分野の再委託の制限

建築（意匠）業務を再委託しないこと。

イ 配置予定技術者は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 管理技術者は、一級建築士であること。
- (イ) 主任技術者は、建築（意匠）、建築（構造）、積算、電気設備及び機械設備ごとに各1名を配置すること。
- (ウ) イ以外にマーケティング、新商品・サービス開発、経営戦略などの企業、商業施設のブランディング実績を有する協力者を1名配置すること。また、その他協力者の配置もできる。
- (エ) 管理技術者及び建築（意匠）の主任技術者は、参加表明者の組織に所属していること。
- (オ) 記載を求める建築（意匠）主任技術者が、記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

※1 「管理技術者」とは「安芸高田市建築設計業務委託契約約款」第16条の定義による。

**安芸高田市建築設計業務委託契約約款 抜粋
（管理技術者）**

- 第14条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第17条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

※2 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は、下記による。

分担業務分野	業務内容
建築（意匠）	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
建築（構造）	同上「構造」
積算	設計図書に基づく建築工事に要する費用の積算に関するもの
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(3) 参加に対する制限

参加表明者の重複参加は認めない。

4 1次評価（参加表明書の評価） [100点満点]

提出された参加表明書をもとに次の項目を評価する。

評価項目	評価の着目点				評価点	
	判断基準				小計	
(1) 事務所の 評価	同種・類似の 業務実績 【ア】	次の順で評価する。 ①平成19年度以降の同種施設の設計業務実績を件数と規模で評価する。 ②平成19年度以降の類似施設の設計業務実績を件数と規模で評価する。			12	12.0
(2) 配置技術者 の資格	専門分野の 技術者資格 【イ】	各担当分野について、資格の内容を評価する	主任技術者	建築（意匠）	2.0	10.0
				建築（構造）	2.0	
				建築（積算）	2.0	
				電気設備	2.0	
				機械設備	2.0	
(3) 配置技術者 の技術力	同種・類似の 業務実績 【ウ】	次の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 (上記①、②に加え携わった立場も評価する)	管理技術者		7.5	30.0
			主任技術者	建築（意匠）	4.5	
				建築（構造）	4.5	
				建築（積算）	4.5	
				電気設備	4.5	
	機械設備	4.5				
	経験年数 【エ】	実務経験年数を評価する	管理技術者		2.0	12.0
			主任技術者	建築（意匠）	2.0	
				建築（構造）	2.0	
				建築（積算）	2.0	
電気設備				2.0		
機械設備	2.0					
(4) マーケティング等に関する協力者の技術力	業務の実績 【オ】	マーケティング、商品・サービス開発、ブランディングに関する実績の件数				36.0
合計						100

上位5者程度の者に技術提案書の提出を求める。

(1) 事務所の評価【12.0 点】

【ア】 事務所の実績【12.0 点】同種業務又は類似業務の実績（件数及び規模）

平成19年4月1日以降の同種の業務実績（最大4件）について、1件当り配点3点として、実績ごと延床面積の規模にウェイトを乗じ、評価する。

実績が複数ある場合には、同種の業務実績を優先に記入すること。

実績	評価のウェイト	
	同種業務	類似業務
1,001㎡～	1.0	0.8
700㎡～1,000㎡	0.7	0.5
～699㎡	0.3	0.2

(2) 配置技術者（主任技術者）の資格【10.0 点】

【イ】 各分野の主任技術者【10.0 点】

下表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
建築（意匠）	一級建築士	2.0
	二級建築士	1.5
	なし	0.0
建築（構造）	構造設計一級建築士、一級建築士	2.0
	二級建築士	1.5
	なし	0.0
建築（積算）	構造設計一級建築士、一級建築士	2.0
	二級建築士	1.5
	なし	0.0
電気設備	設備設計一級建築士	2.0
	一級建築士、建築設備士、技術士	2.0
	一級電気工事施工管理技士	1.0
	二級電気工事施工管理技士	0.5
	なし	0.0
機械設備	設備設計一級建築士	2.0
	一級建築士、建築設備士、技術士	2.0
	一級管工事施工管理技士	1.0
	二級管工事施工管理技士	0.5
	なし	0.0

(3) 配置技術者（管理技術者、主任技術者）の技術力【30.0 点】

【ウ】 同種の業務実績【30.0 点】（実績の内容及び件数、携わった立場）

平成19年4月1日以降の同種の業務実績（最大3件）について、下記により評価する。

技術職員		配点/件
管理技術者		2.5
主任技術者	建築（意匠）	1.5
	建築（構造）	1.5
	積算	1.5
	電気設備	1.5
	機械設備	1.5

① 業務実績ごとに評価のウェイトを乗じる。

実績	評価のウェイト	
	同種業務	類似業務
1,001㎡～	1.0	0.8
700㎡～1,000㎡	0.7	0.5
～699㎡	0.3	0.2

②携わった立場ごとに評価のウェイトを乗じる。

過去の実績での立場	評価のウェイト	
	管理技術者の実績評価の場合	主任技術者の実績評価の場合
管理技術者の立場	1.0	1.0
主任技術者の立場	0.6	1.0
担当技術者の立場	0.4	0.4

実績ごとに①×②を算出し、これを評価点に乗じたものを合計とする。（なお、評価点は最大3件の合計点となる。）

【エ】 経験年数【12.0 点】

【配点：管理技術者2点/人、建築(意匠)2点/人・建築(構造)2点/人、建築(積算)2点/人、電気設備2点/人、機械設備2点/人】

経験年数の評価は下記による。

経験年数 (年)	評価のウェイト
10～	1.0
5～9	0.7
～4	0.3

評価点に評価のウェイトを乗じたものを点数とする。

(4) マーケティング等に関する協力者の技術力【36.0 点】

【オ】 業務の実績【36.0 点】

平成19年4月1日以降業務実績（最大4件）について、下記により評価する。

	実績の内容	配点/件
①	延べ床面積1,200㎡以上の商業施設、道の駅、商業施設を含めた都市開発のブランディングで空間デザインから商品・サービスに関する開発まで、トータルで関わった。	9.0
②	①以外で、ブランディングで空間デザインから商品・サービスに関する開発まで、トータルで関わった。	6.0
③	空間デザイン、商品・サービスのプロモーション、ブランディングのいずれかに関わった。	4.0

5 2次評価（技術提案書の評価） [100点/委員、合計（平均）100点

満点]

提出された技術提案書について、ヒアリングの内容をふまえ、委員8名の評価により総合的に判断を行う。

評価項目	評価の着目点		評価点		2次評価 最終点
		評価事項		小計 (×委員)	最終点 (小計 ÷委員)
業務の実施方針及び手法（評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う）	業務の実施方針 【ア】	①業務の理解度	13.0	100×8 名 =800	100
		②安芸高田市道の駅基本計画を実現する方法	13.0		
		③設計上の配慮事項	13.0		
	課題に対する技術提案 【イ】	<ul style="list-style-type: none"> ■的確性 与条件との整合性が取れているか等 ■創造性 知見に基づく独創的な提案がされているか等 ■実現性 提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等を考慮して総合的に判断する。 	36.0		
	見積書 【ウ】	見積金額	10.0		
	総合評価 【エ】	ヒアリングの内容をふまえ総合的に評価する	15.0		

最終選考は、1次評価最終点と2次評価最終点に次のウェイトを乗じ、評価する。

	ウェイト	配点
1次評価点	0.3	30点
2次評価点	0.7	70点
計		100点

1次評価最終点に30%乗じた得たものと2次評価の平均点に70%乗じて得たものの合計点により、委託候補者1者及び次席者1者を選考する。